

令和5年度 道内市町村社会福祉協議会における 成年後見制度関係事業にかかる実態調査結果(概要)

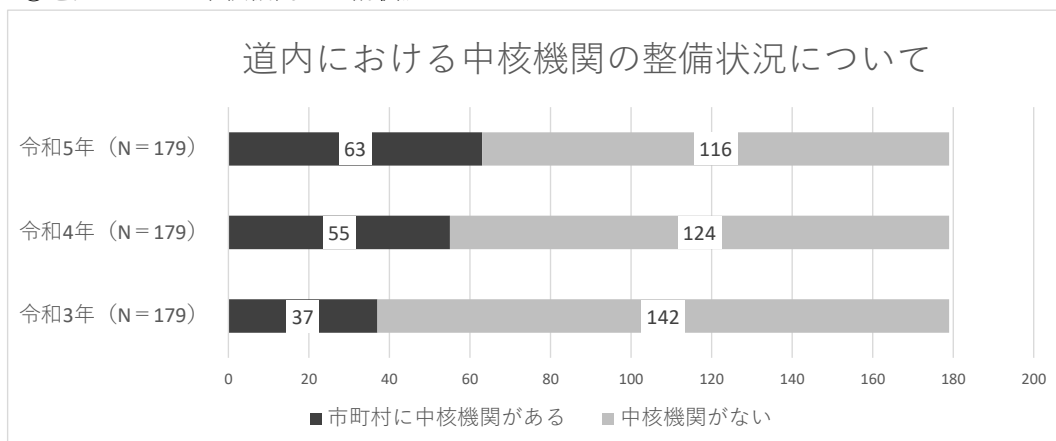
1. 調査目的 道内の市町村社協における成年後見関係事業の実施状況及び中核機関設置に向けた取り組み状況について把握し、本センターが自治体や各社協を、支援する際の基礎資料とするため。
2. 調査対象 道内市町村社会福祉協議会
3. 調査期間 令和5年12月28日～令和6年1月31日 ※令和6年3月6日収集完了
4. 調査時点 令和5年10月1日
5. 調査方法 調査フォームよりデータを収集
6. 調査内容 別添調査フォーム のとおり
7. 回答数 179市町村

令和6年3月

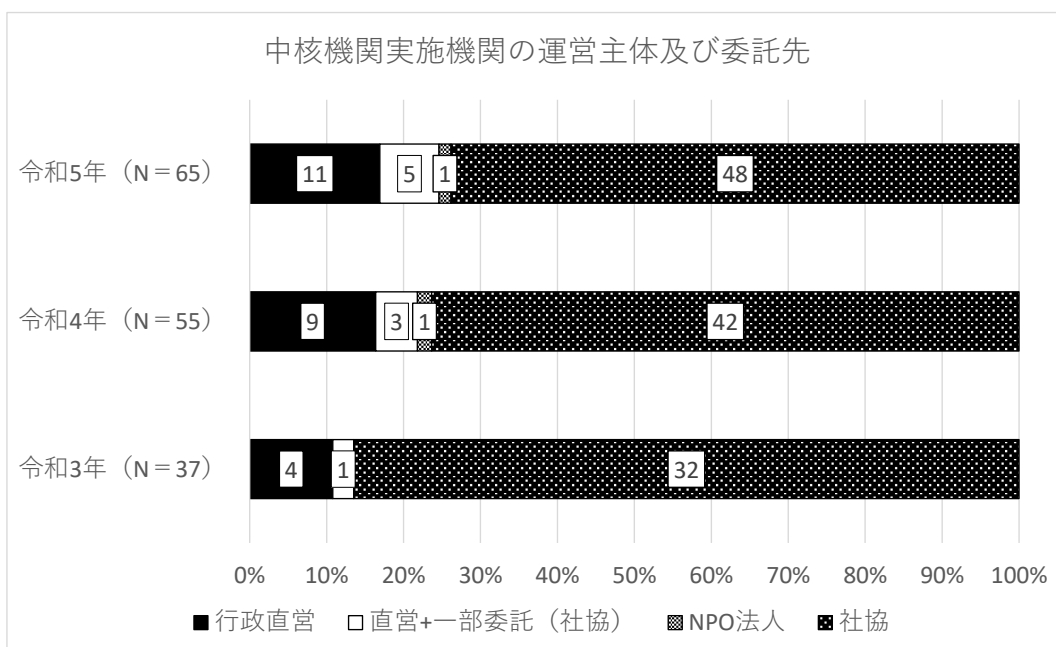
北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課

(1) 中核機関実施状況について

①道内における中核機関の整備状況



令和5年実数は本調査より抽出。令和3・4年の実数は厚労省実施【成年後見制度利用促進施策に係る取り組み状況調査結果】より数字を抽出。



運営主体は令和3年度まで、約9割が社会福祉協議会だったが、年々「行政直営」・「直営・一部委託」の割合が増加傾向にある。比較的人口規模の小さな市町村は委託先として考えられる社協の人員体制の整備が難しく、行政直営が増加していると考えられる。

○中核機関を整備済み市町村（※は広域市町村の中心市）

1	札幌市	札幌市社協	34	鷹栖町	旭川市社協
2	函館市	函館市社協	35	東神楽町	旭川市社協
3	旭川市※	旭川市社協	36	当麻町	旭川市社協
4	帯広市	帯広市社協	37	比布町	旭川市社協
5	北見市※	北見市社協	38	愛別町	旭川市社協
6	苫小牧市※	苫小牧市社協	39	上川町	旭川市社協
7	美唄市	美唄市社協	40	東川町	旭川市社協
8	江別市	江別市社協	41	美瑛町	旭川市社協
9	士別市※	士別市社協	42	上富良野町	上富良野社協
10	深川市※	深川市社協	43	中富良野町	中富良野町
11	富良野市	富良野社協	44	和寒町	士別市社協
12	恵庭市	恵庭市社協	45	剣淵町	士別市社協
13	石狩市	石狩市社協	46	幌加内町	士別市社協
14	七飯町	七飯町	47	羽幌町	羽幌町+羽幌町社協
15	長万部町	長万部町	48	枝幸町	枝幸町
16	江差町	江差町社協	49	津別町	北見市社協
17	上ノ国町	上ノ国町社協	50	訓子府町	北見市社協
18	厚沢部町	厚沢部町	51	置戸町	北見市社協
19	奥尻町	奥尻町	52	厚真町	苫小牧市社協
20	今金町	今金町社協	53	安平町	苫小牧市社協
21	せたな町	せたな町	54	むかわ町	苫小牧市社協
22	黒松内町	黒松内町社協	55	平取町	平取町+平取町社協
23	蘭越町	蘭越町社協	56	新冠町	新冠町
24	ニセコ町	ニセコ町社協	57	音更町	音更町社協
25	真狩村	真狩村社協	58	鹿追町	鹿追町社協
26	留寿都村	留寿都村社協	59	新得町	NPO法人ちいさな手
27	喜茂別町	喜茂別町	60	更別村	更別村社協
28	京極町	京極町社協	61	池田町	池田町+池田町社協
29	倶知安町	倶知安町社協	62	足寄町	足寄町+足寄町社協
30	妹背牛町	深川市社協	63	別海町	別海町社協
31	秩父別町	深川市社協			
32	北竜町	深川市社協			
33	沼田町	深川市社協			

【令和5年度中核機関が整備された市町村】

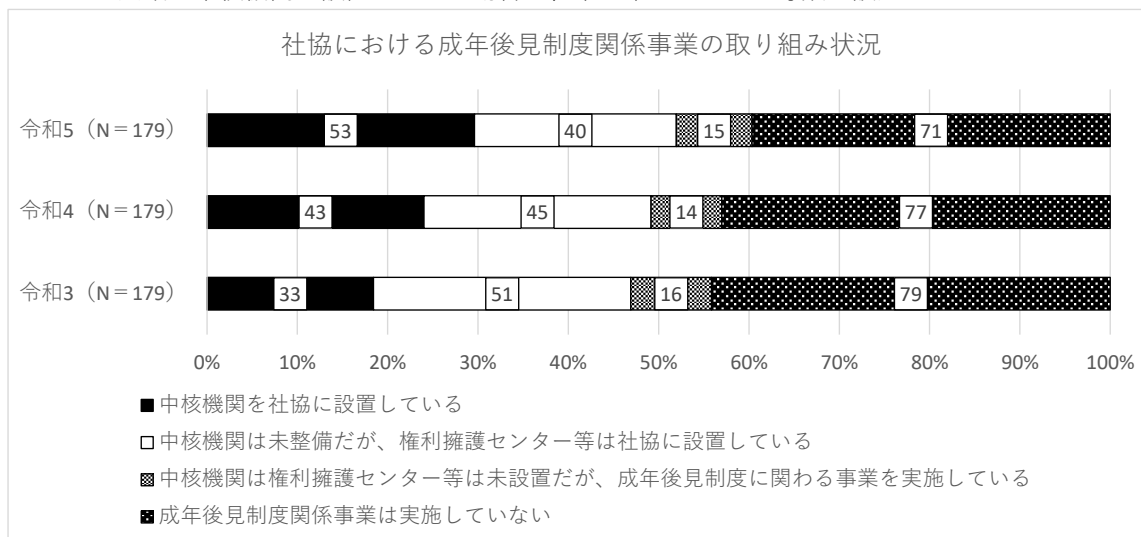
単独整備	鹿追町（社協委託）、更別村（社協委託）
広域整備	深川市（深川市社協受託町：妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）、津別町（北見市社協に加入）

【中核機関 広域設置市町村】

旭川市成年後見支援センター（9市町）	旭川市（中心市）、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
士別市成年後見支援センター（4市町）	士別市（中心市）、和寒町、剣淵町、幌加内町
北見市地域成年後見中核センター（4市町）	北見市（中心市）、津別町、訓子府町、置戸町
とまこまい成年後見支援センター（4市町）	苫小牧市（中心市）、安平町、厚真町、むかわ町
北空知成年後見相談センター（5市町）	深川市（中心市）、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町

(2) 社協における中核機関の運営状況について

※広域で中核機関を設置している場合は、中心市にまとめて母数を設定



権利擁護センターから中核機関への移行が進み、中核機関数は2年前より20市町村増加し権利擁護センターは9市町村減少。成年後見制度関係事業を実施していない市町村社協数は横ばい。

○権利擁護の相談支援機能に関する取り組み

権利擁護の相談支援機能に関する取り組み（複数回答可）	件数	割合 (N = 32)
窓口での各種相談対応（他の支援へのつなぎ・専門職の照会を含む）	32	100%
施設等への出張相談の実施	17	53%
専門職による相談会の実施	7	22%
各種ケース会議等への出席	7	22%
その他	1	3%
実施していない	0	0%
合計	64	

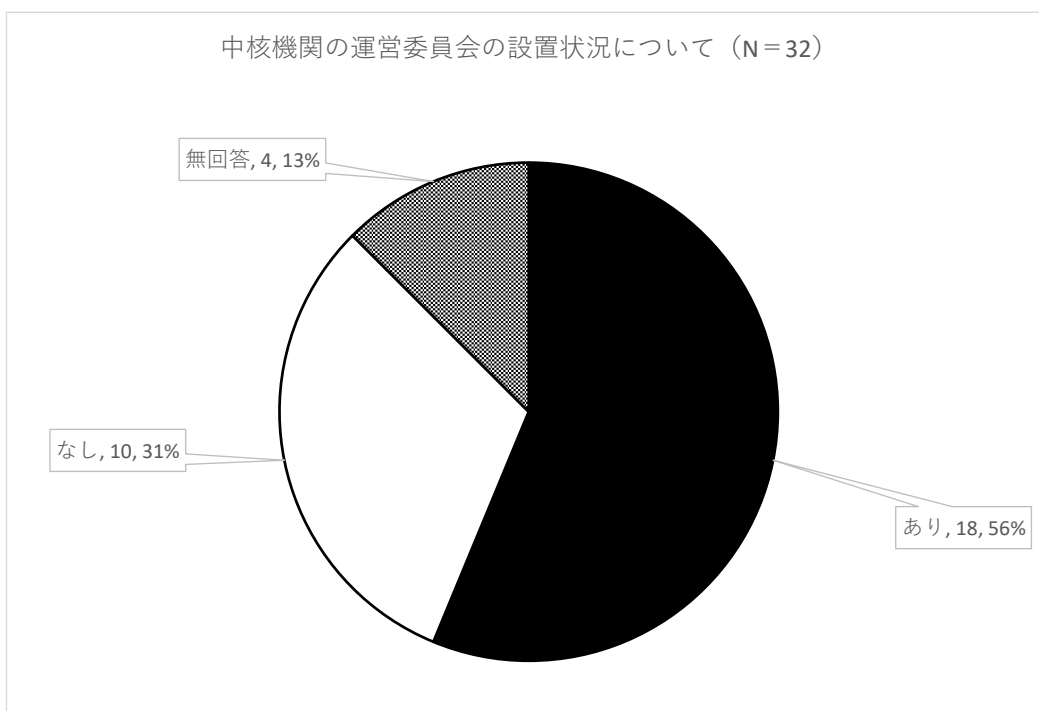
○権利擁護支援チーム形成機能に関する取り組み [申立て準備から後見人の選任まで]

権利擁護支援チーム形成機能に関する取り組み（複数回答可）	件数	割合 (N = 32)
権利擁護支援の方針の検討（検討会議の開催など含む）	23	72%
適切な申立ての調整（申立人の調整・各種書類の収集・申立書に記載する情報整理等含む）	21	66%
受任調整を含むチーム体制づくり（受任調整会議の開催・一時的な支援の調整等含む）	20	63%
その他	0	0%
実施していない	6	19%
合計	70	—

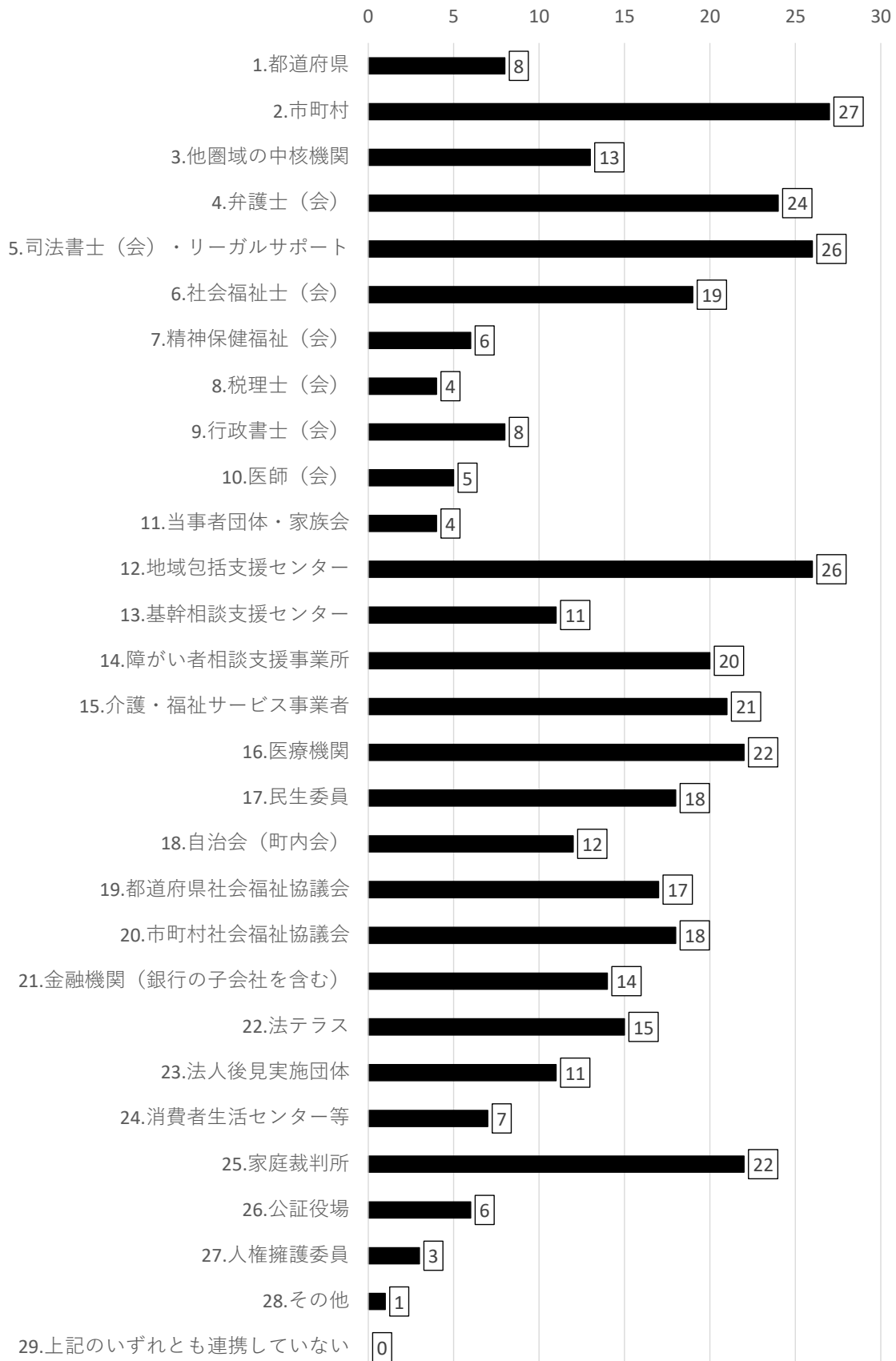
○権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取り組み [後見人選任後]

権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取り組み（複数回答可）	件数	割合 (N=32)
チーム開始の支援（後見人等の参加する支援会議の開催などを含む）	10	31%
チームの必要に応じたバックアップ	13	41%
後見人等やチーム関係者からの各種相談への対応	19	59%
支援の見直しに係る検討・調整（後見人等の交代・類型変更の検討や調整を含む）	7	22%
その他	0	0%
実施していない	10	31%
合計	59	—

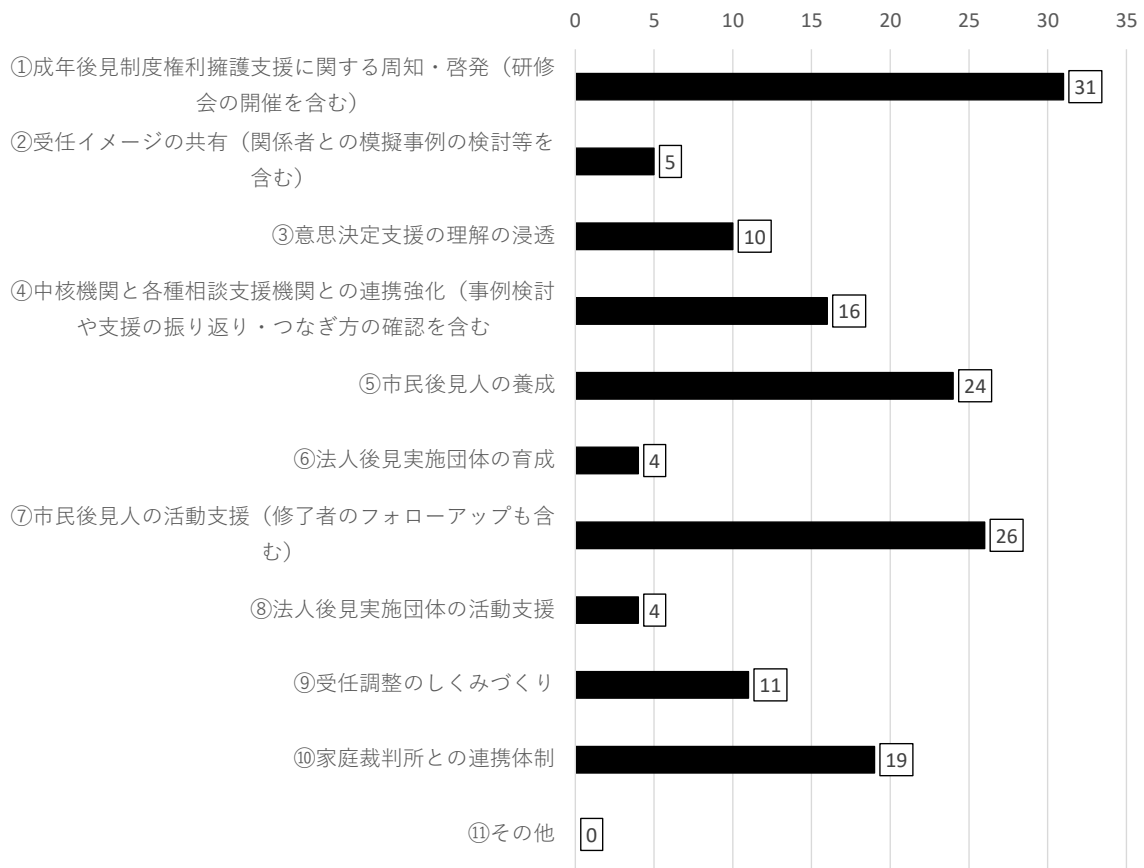
相談支援機能の取り組み率は高くなっているが、権利擁護支援チームの自立支援機能（後見人選任後）に係る項目は他項目と比較すると、取り組み率が低くなっている。



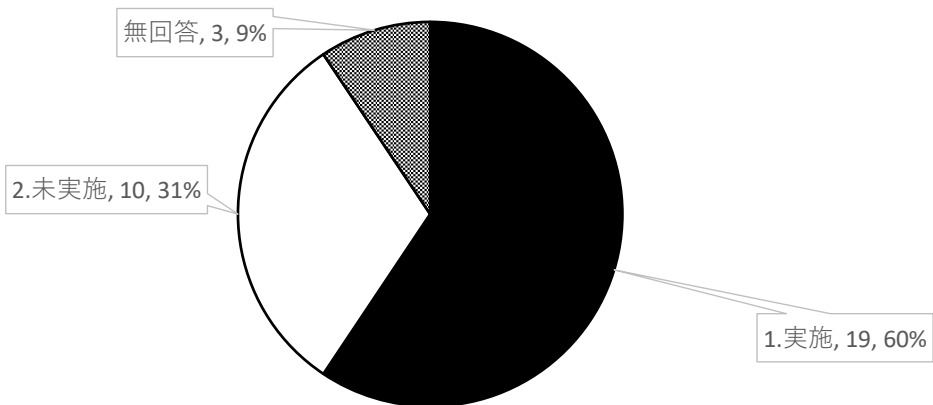
個別事案への支援において、現状のしくみや関係性で、中核機関が連携することが可能である機関・団体※複数回答可（N=32）



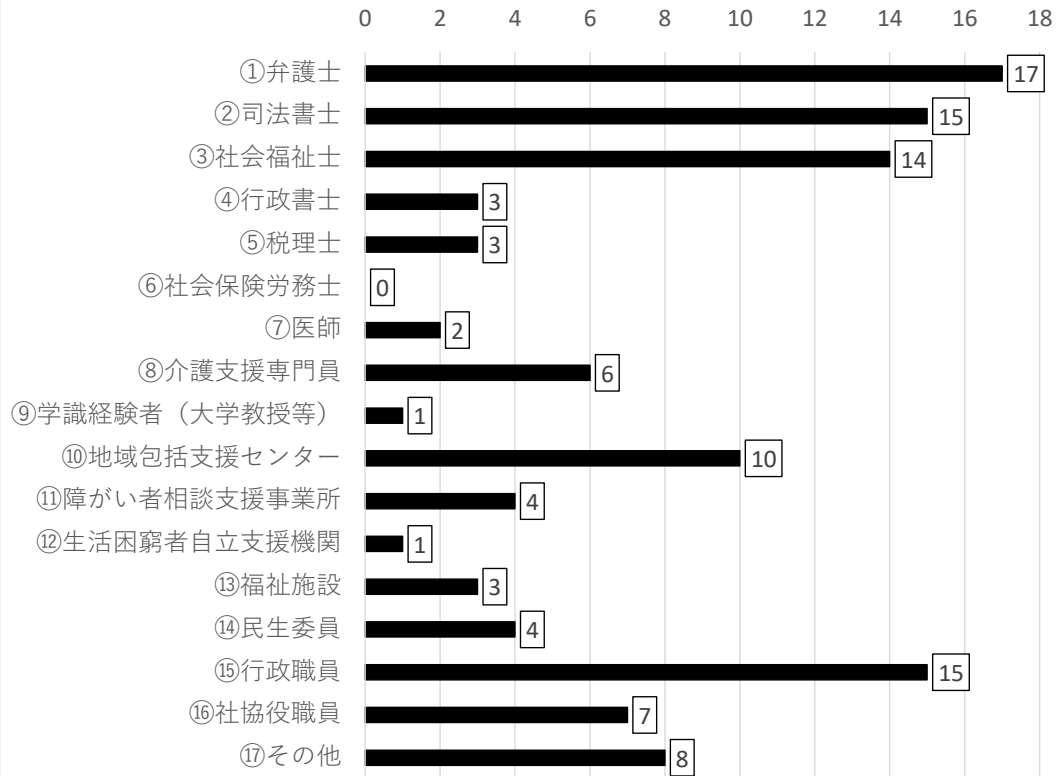
「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のための仕組みづくり」の取り組みについて、中核機関が関わっているもの※複数回答可（N = 32）



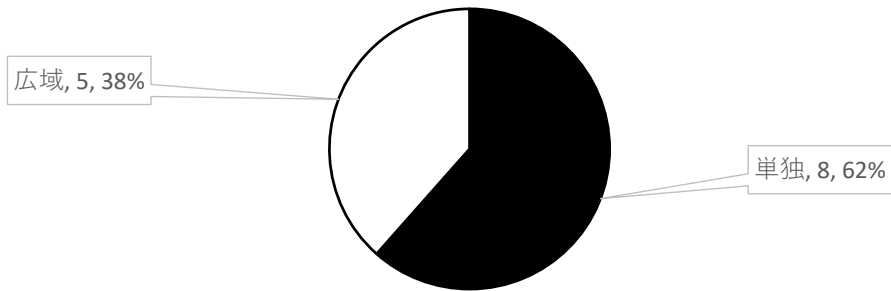
受任調整会議の実施状況（N = 32）



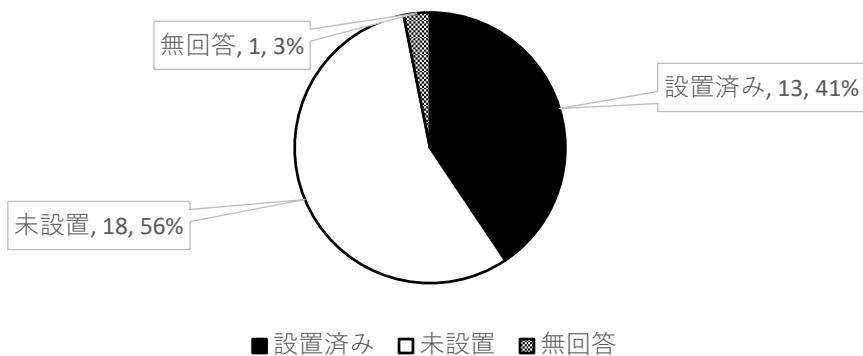
受任調整会議 構成員 (N=19)

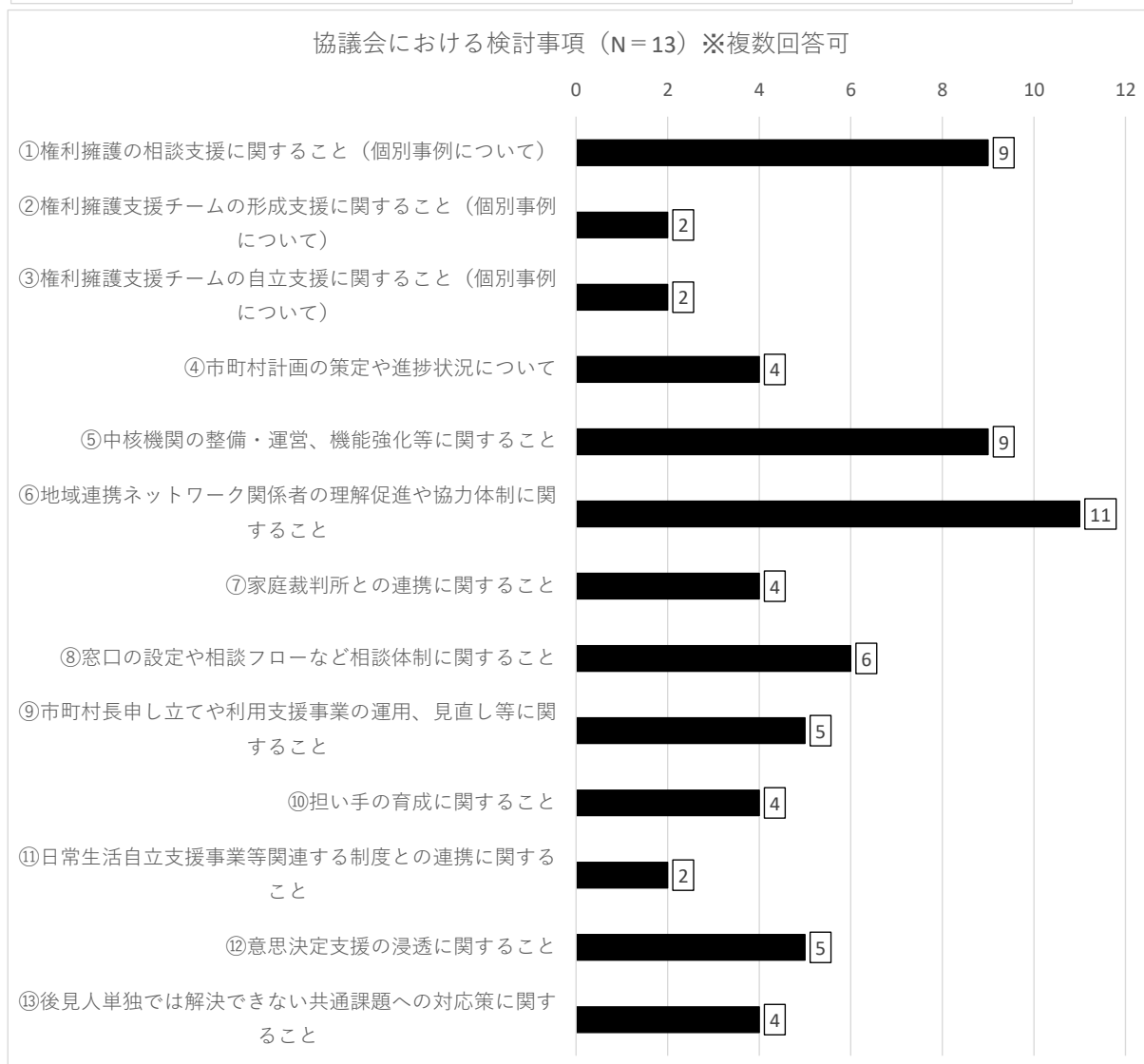
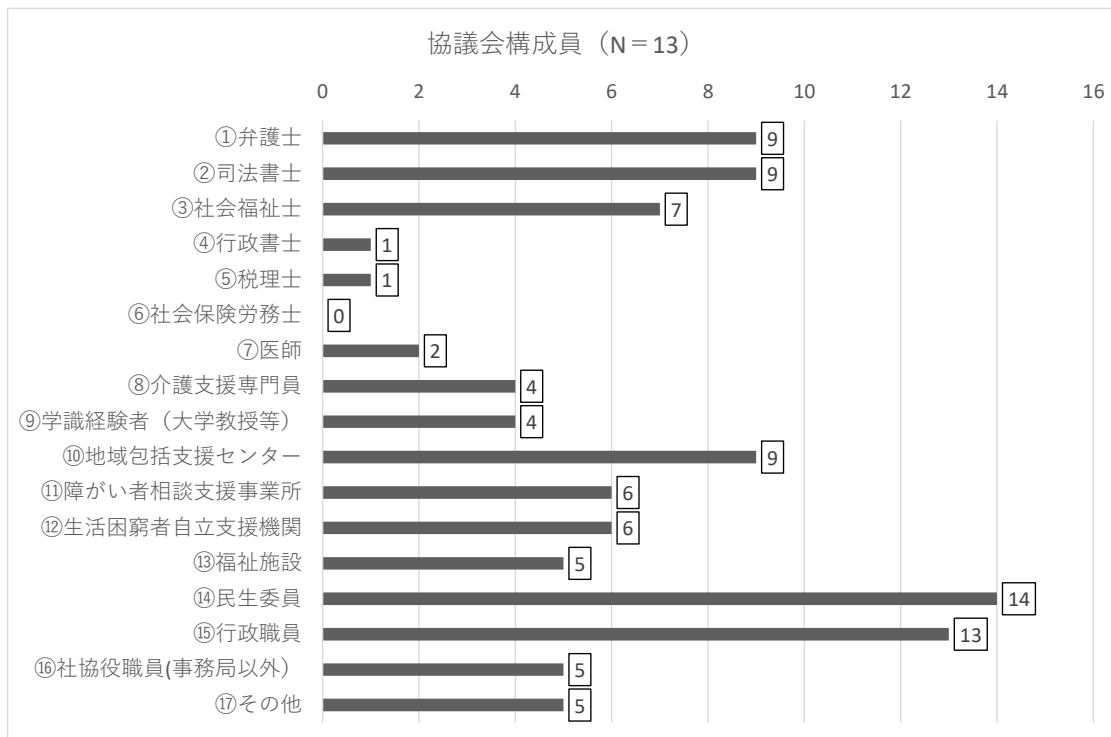


協議会の設置方法 (N=13)



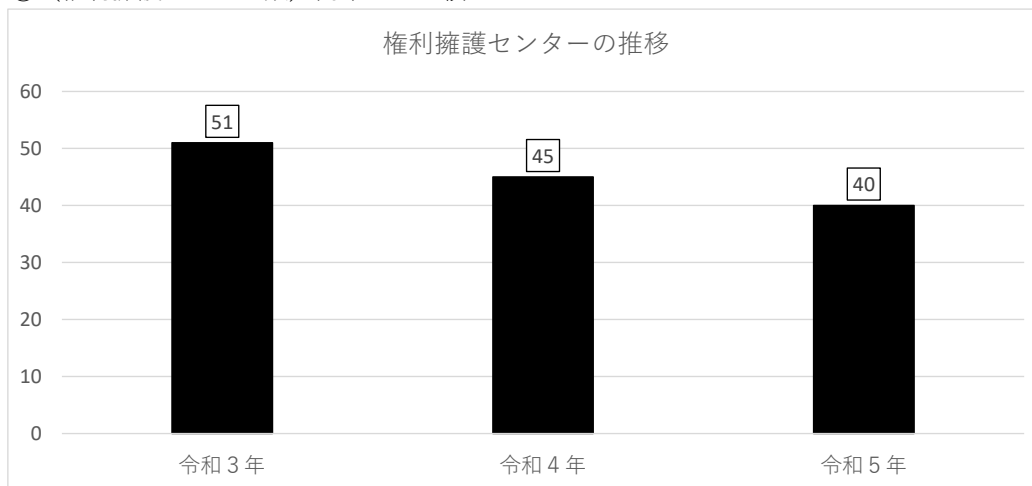
協議会の設置状況 (N=32)



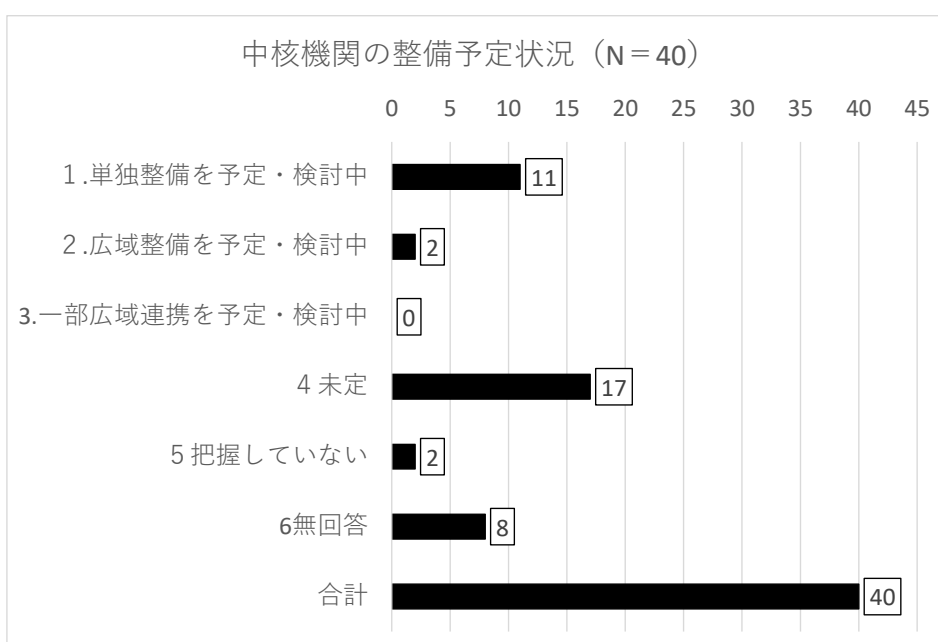


(3) 中核機関は受託していないが、権利擁護センターを設置している社協について

① (権利擁護センター数) 例年との比較



② 中核機関の整備状況について



権利擁護センターを運営する上での課題

市民後見人等権利擁護の担い手確保・職員体制の整備と予算の確保

日常生活自立支援事業と、同内容で施設入所者・入院者を対象とした「あんしんサービス事業」を実施しているが、いずれも予算が足りなく、事業継続が難しくなっている。町村の利用者が少なく、町村の市民後見人の活動の場がない。

市民後見人養成を行っているが、活動が少ない。

<p>センターとして現状は3名の職員を配置しているが、法人後見の受任件数が増加傾向にあり、高齢化率の上昇や認知症高齢者の増加に伴い、今後も需要は増していく見通しのため、現状の職員数で対応できる限界に達しつつある状況である。</p> <p>上記に加え、中核機関の設置に向けた体制整備を見越し、センター職員の増員を行政の担当部署に対し複数回にわたり要望している。さらに、所管の家庭裁判所からも、家裁側の主催で市町村と、中核機関設置済みである近隣市町村の行政・社協で協議の場を設ける形で中核機関の設置について打診を受けている状況もある。しかし、行政の担当部署からは、「財政的な事情で現状維持しかできない」と言われており、それ以上の協議には至っていない。</p> <p>また、行政側の担当部署も人的な余裕がなく、数年で配置換えもあるため、センターの業務内容、委託している内容に対する共有・理解ができず、現状に対しどう対応していくかという協議ができていない。</p> <p>今後も根気強くセンター職員の増員の必要性を訴えていくとともに、行政側といかに市の権利擁護の推進について共有した将来をもち、協力的な体制を築いていくかが課題となっている。</p>
<p>人材・財政面の不足、中核機関における受任調整や後見人支援については社協が担うには責任や負担が大きすぎる。裁判所とのすみわけが不明</p>
<p>職員が他業務と兼務のため、人員体制を整備することが大変</p>
<p>法人後見担当且つが1名（兼務）であり、且つ、他に抱えている業務量が膨大な為、職員を増員（社会福祉士資格取得者の正職員専任1名又は正職員兼務2名 のいずれかを増員）しなければ困難。</p>
<p>行政との連携不足（理解不足）</p>
<p>専門職の確保（補充）</p>
<p>センターとしての業務範囲が整理できていない 権利擁護事業に専任できる人員が確保できていない</p>
<p>予算の面で行政と折り合いがつかず、体制が整わない。</p>
<p>受任件数が増加した場合、職員体制から受入れが難しいことが考えられる。</p>
<p>相談対応や法人後見を実施するにあたり、担当職員を増やす必要がある。また、社協内部において対象者への支援の方向性を明確にしておく必要がある。その他、行政にも積極的に関わってもらう事が必要だと考える。</p>
<p>センター事業に位置付ける事業としては、受託事業も多く、後見報酬による運営は困難であり、安定的な収入確保に関する課題はある。</p>
<p>行政との連携や人員配置</p>
<p>専門性の確保と人員不足、専門職の後見人等候補者の調整</p>
<p>市民後見人養成講座をしても、市民後見人・法人後見支援員として活動する方がいない。身寄りのない被後見人への対応。</p>
<p>制度に該当しない方に対する支援、行政・関係機関との連携</p>

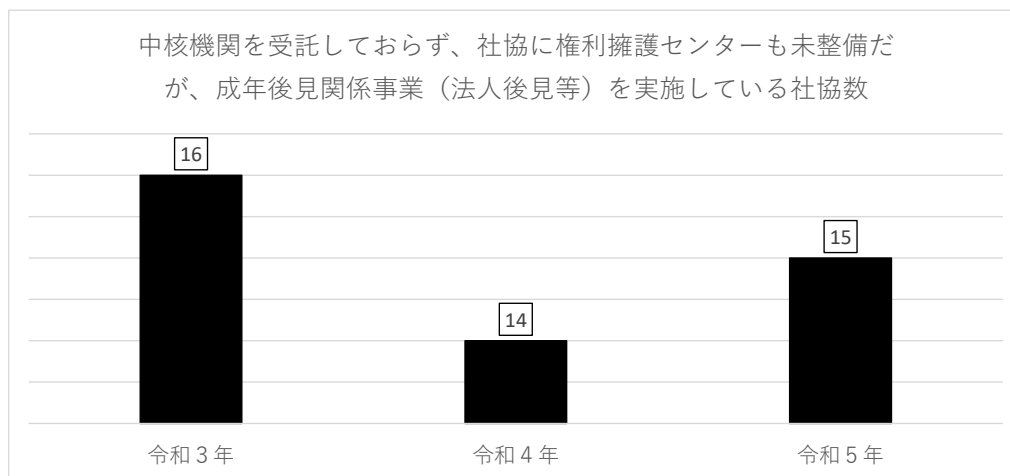
○権利擁護センターを中核機関化しない理由	
1. 行政の理解がない	4
2. 行政と連携ができていない	7
3. 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）との連携ができていない	2
4. 財源の確保	7
5. 職員体制の確保	16
6. 権利擁護センターの業務負担が多く、中核機関化することによる負担増が	10

7.	法人後見の業務負担が多く、中核機関化することによる負担増が懸念され	8
8.	後見人支援機能が整備されていない	2
9.	中核機関とほぼ同じ機能は整備されているが、行政が認識していない	3
10.	中核機関とほぼ同じ機能は整備されており、行政も認識しているが、中核機関と判断していない	3
11.	その他	7

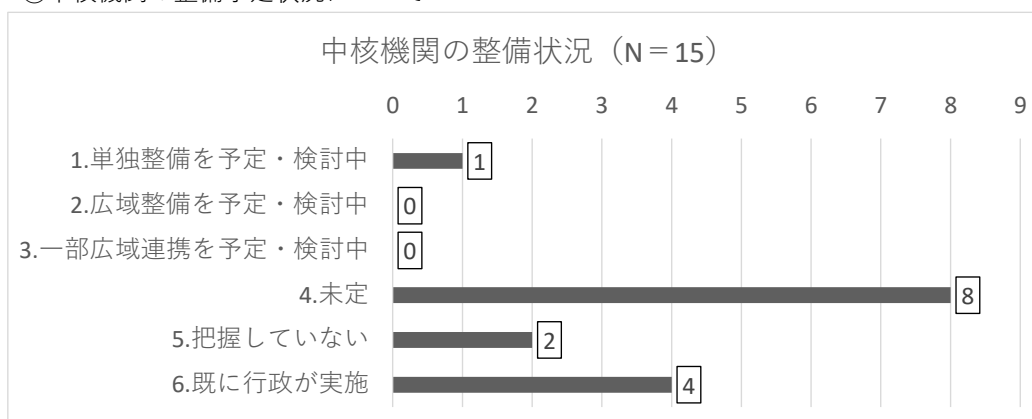
その他の内容	
担当職員が1名（兼務）且つ、他業務量が膨大な為、増員しなければ困難。	
把握していない	
中核機関の議論が出来ていない。	
行政の判断による	
地域福祉計画との整合性確保	
中核機関とほぼ同じ機能は整備されており、行政も認識しているが、町との協議が進んでいない	
中核機関とすべきではないと考える	

(4)中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも未整備だが、成年後見関係事業を実施している社協について

①中核機関を受託しておらず、権利擁護センターも未整備だが、成年後見関係事業を実施している社協数



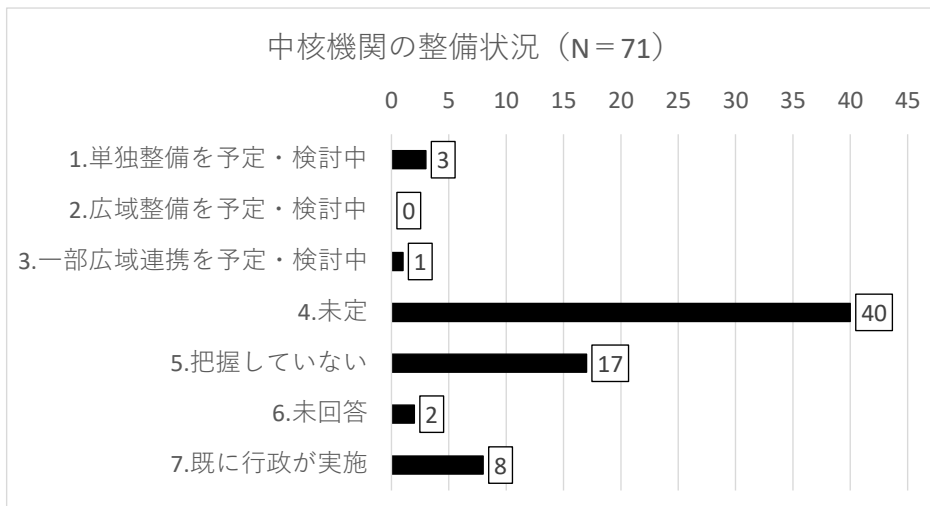
②中核機関の整備予定状況について



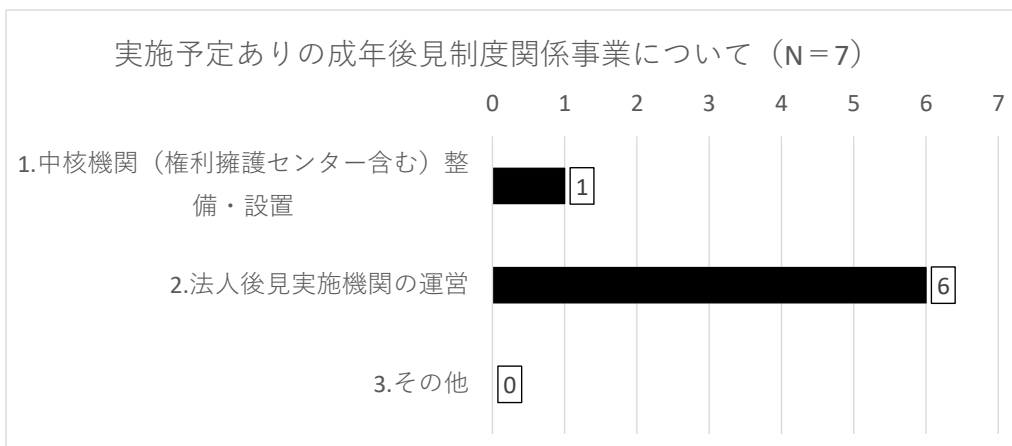
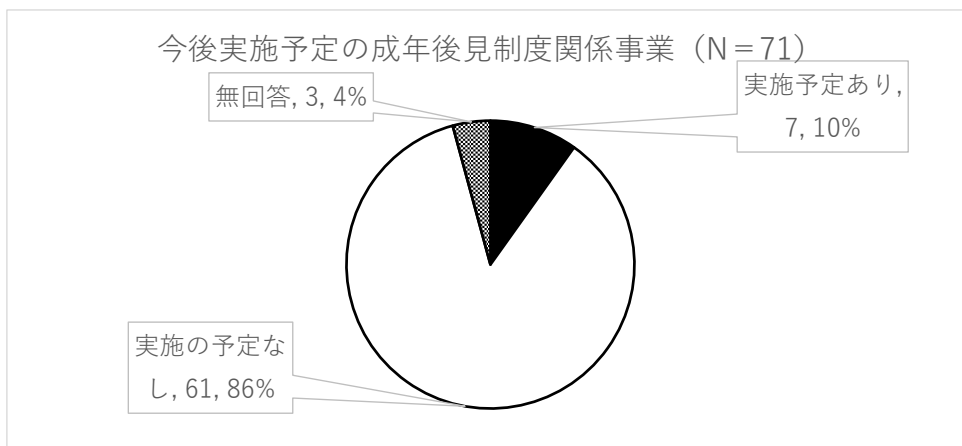
権利擁護センターが中核機関化していない理由※複数回答可 (N = 11 行政直営を除く)	
1. 行政の理解がない	2
2. 行政と連携ができていない	2
3. 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）との連携ができていない	0
4. 財源の確保	6
5. 職員体制の確保	8
6. 権利擁護センターの業務負担が多く、中核機関化することによる	1
7. 法人後見の業務負担が多く、中核機関化することによる負担増が懸念される	3
8. 後見人支援機能が整備されていない	1
9. 中核機関とほぼ同じ機能は整備されているが、行政が認識していない	0
10. 中核機関とほぼ同じ機能は整備されており、行政も認識しているが、中核機関と判断していない	0
11. その他（右欄に具体的にご回答ください）	2
その他の内容	
成年後見事業が始まったばかりでそこまで検討することができない	
行政の認識が本会へ情報として伝達されていない	

(5) 成年後見制度関係事業を実施していない社協

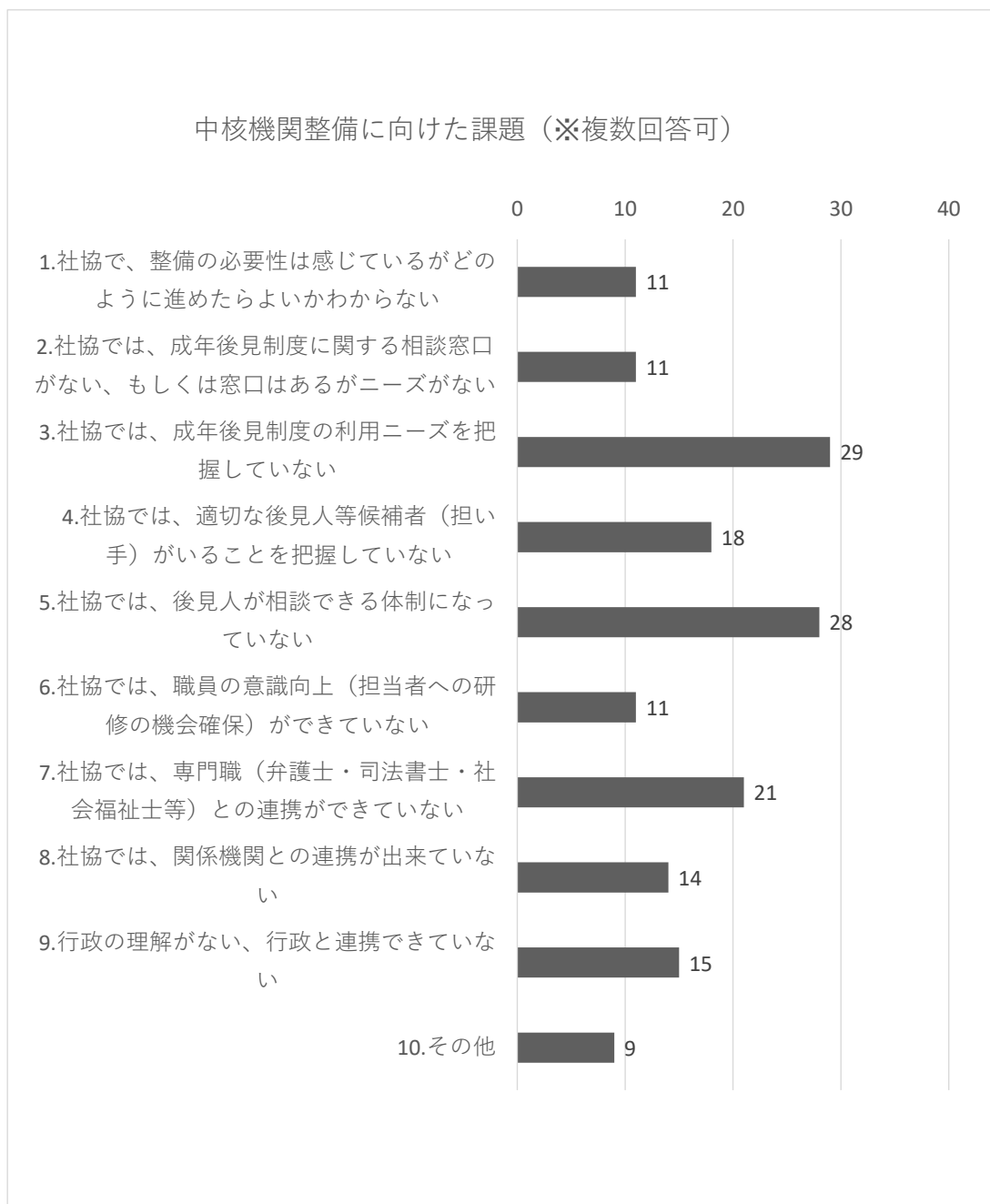
① 中核機関整備に向けた動きについて



② 今後実施予定の成年後見制度関係事業



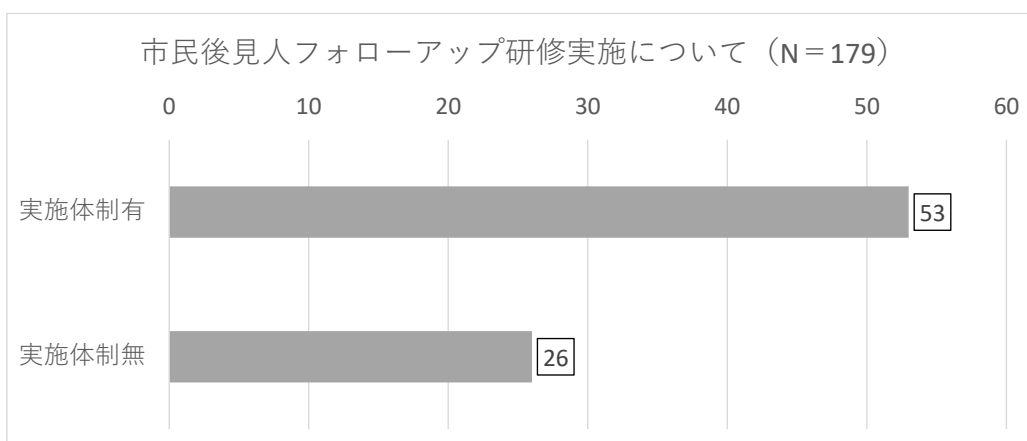
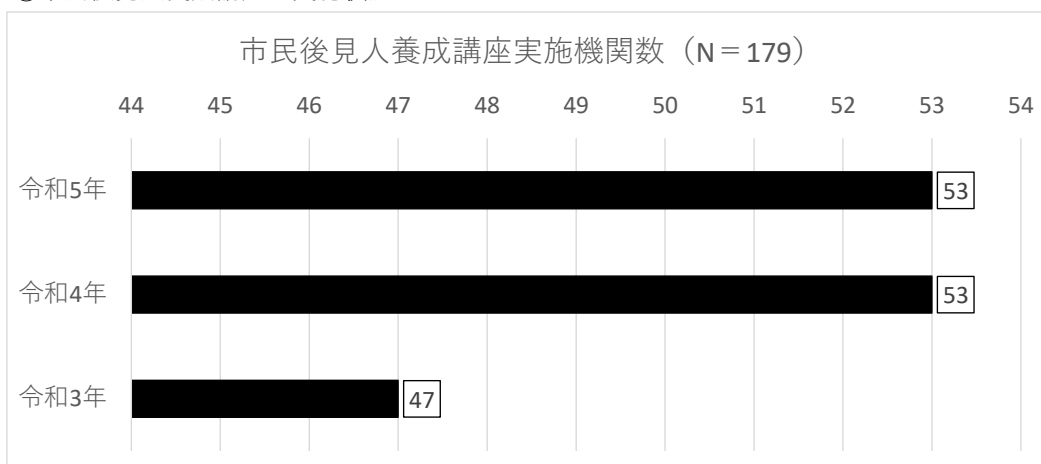
③中核機関整備に向けた課題



その他の内容
必要性が今のところ感じられない
予算がない
人員体制・予算の確保・適切な人材の確保
財源等の関係で有資格の職員を配置できない
実施協議等を行っておらず課題の検討無し
行政と協議していない

(6) 市民後見人の養成について

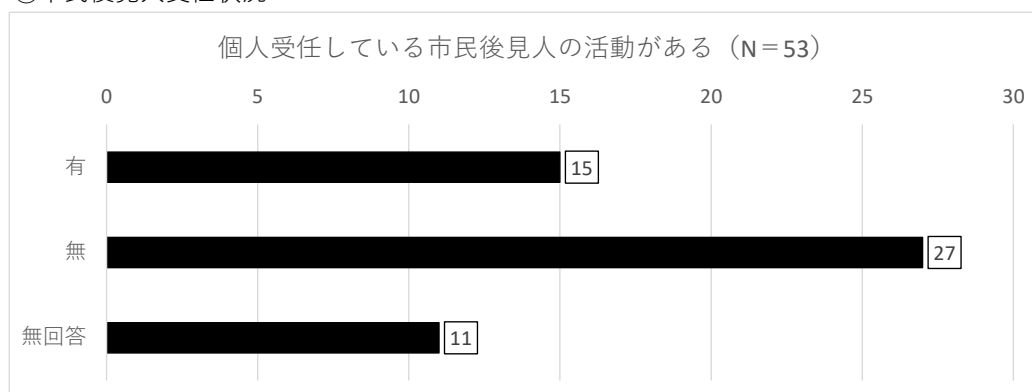
①市民後見人養成講座の実施状況



市民後見人養成講座延べ修了者の状況について (N = 53)		人数
延べ修了者数		3,528
延べ登録者数		1,560
実際の活動人数		447
個人受任現在人数		267

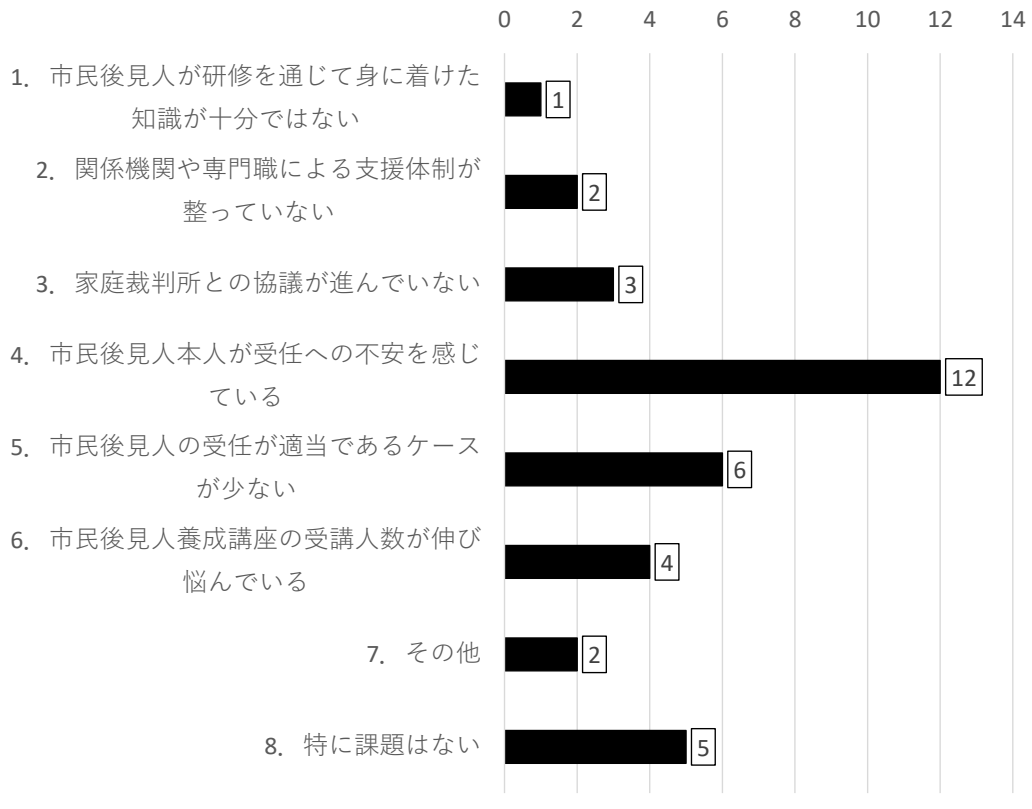
※延べ修了者数の約4割
 ※延べ登録者数の約3割
 ※実際の活動人数の約6割

②市民後見人受任状況

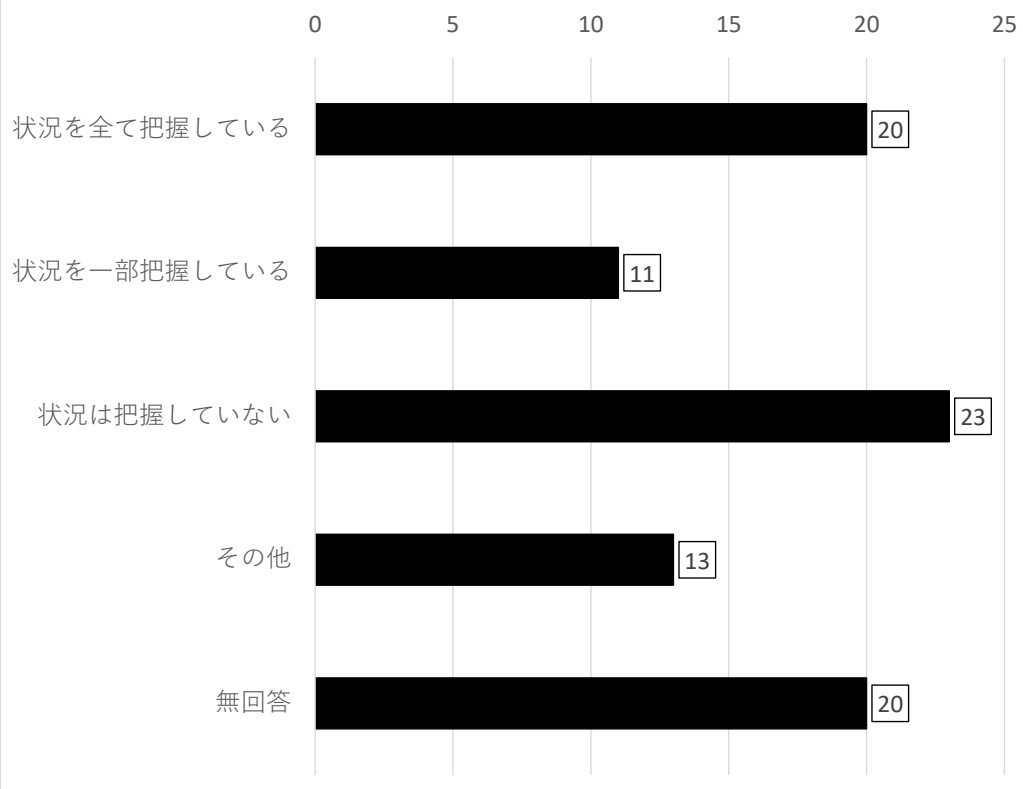


個人受任している市民後見人の活動がない理由※複数回答可

(N = 27)



市民後見人の受任状況について (N = 87)



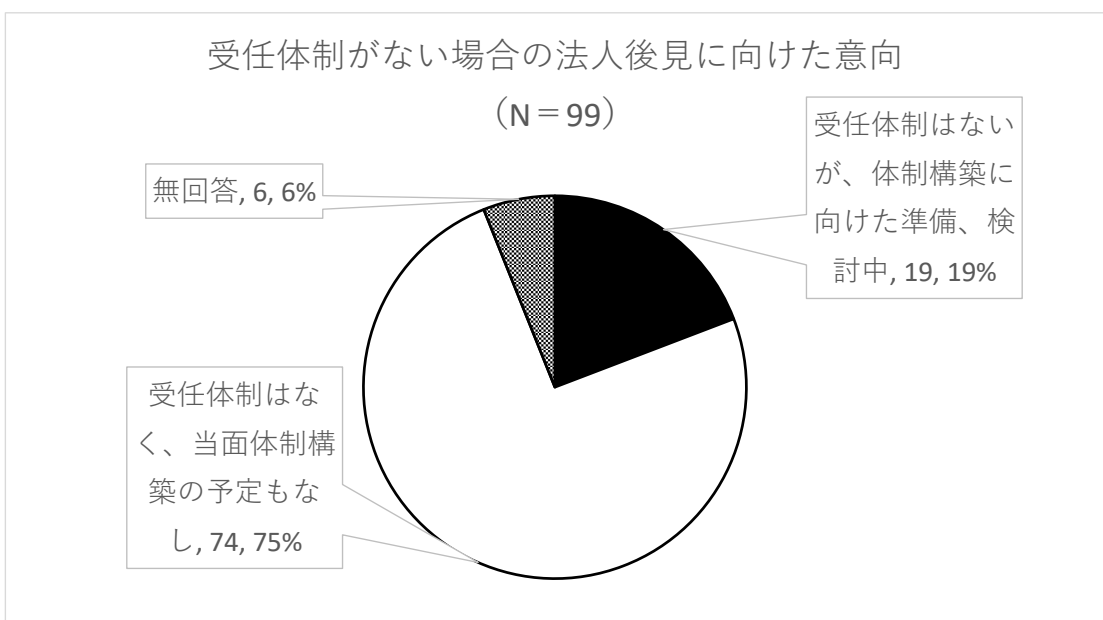
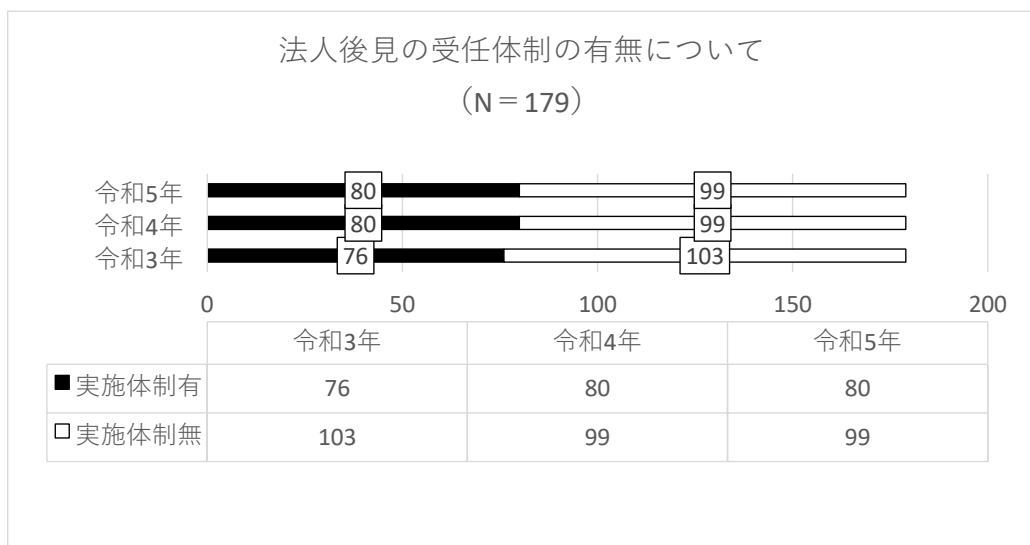
その他の回答
11月から市民後見人の個人受任が始まる予定であり、その後は本会が監督人となり把握していく予定
個人受任したケースはありません。
市民後見人として受任していない
市民の単独受任者なし
登録していない
受託なし
市民後見による受任実績なし
把握しているが、受任なし
いまのところ受任実績はない
活動形態として、法人後見支援員としての登録・活動を依頼している。
受任なし
市民後見人は受任していない
実施していない

○市民後見人が受任している状況すべて、または一部把握している場合、把握方法
家庭裁判所から市民後見人へ審判の結果が通知された際に社協へ連絡がもらえうようにしている
家庭裁判所より市民後見人の推薦依頼があった場合は、成年後見センターにおいて受任調整会議を開催し、推薦者を決定しているため。
<ul style="list-style-type: none"> ・家裁からの推薦依頼を受け、当センターで受任調整会議を開催し市民後見人推薦者を決定、推薦から選任まで支援している ・市民後見人が後見人等選任後、家裁1か月報告作成、本人面談、関係者会議開催調整、財産引継ぎ等、すべて中核機関で支援を行っている ・3か月毎に市民後見人と面談し、財産管理状況や後見業務内容等の確認を行っている ・365日の相談体制を図っている（R4年度相談対応件数939件）
同法人内の別部署（法人後見係）にて、市民後見人が受任している案件について後見監督人を受任している
定期面接を行い、相談体制を確保している。
市民後見人本人からの申出
市民後見人が適切と判断したら
法人後見と市民後見人の複数受任の形を取っているためすべて把握している。
成年後見センターから連絡がもらえる。
市民後見人養成研修受講修了者からの聞き取り。
受任するようなケースがない
法人後見から市民後見人へ、リレー方式で引継ぎをしているため審判書を受領。就職時報告及び3か月ごとに活動報告を受け、活動状況を把握している。
成年後見センターが法人後見を受任した案件については、市民後見人に担当を依頼し、センター職員と共同で業務にあたっているため、状況は全て把握している。
後見センターが法人後見を受任した案件については、市民後見人に担当を依頼し、センターと共同で業務にあたっているため、状況は全て把握している。

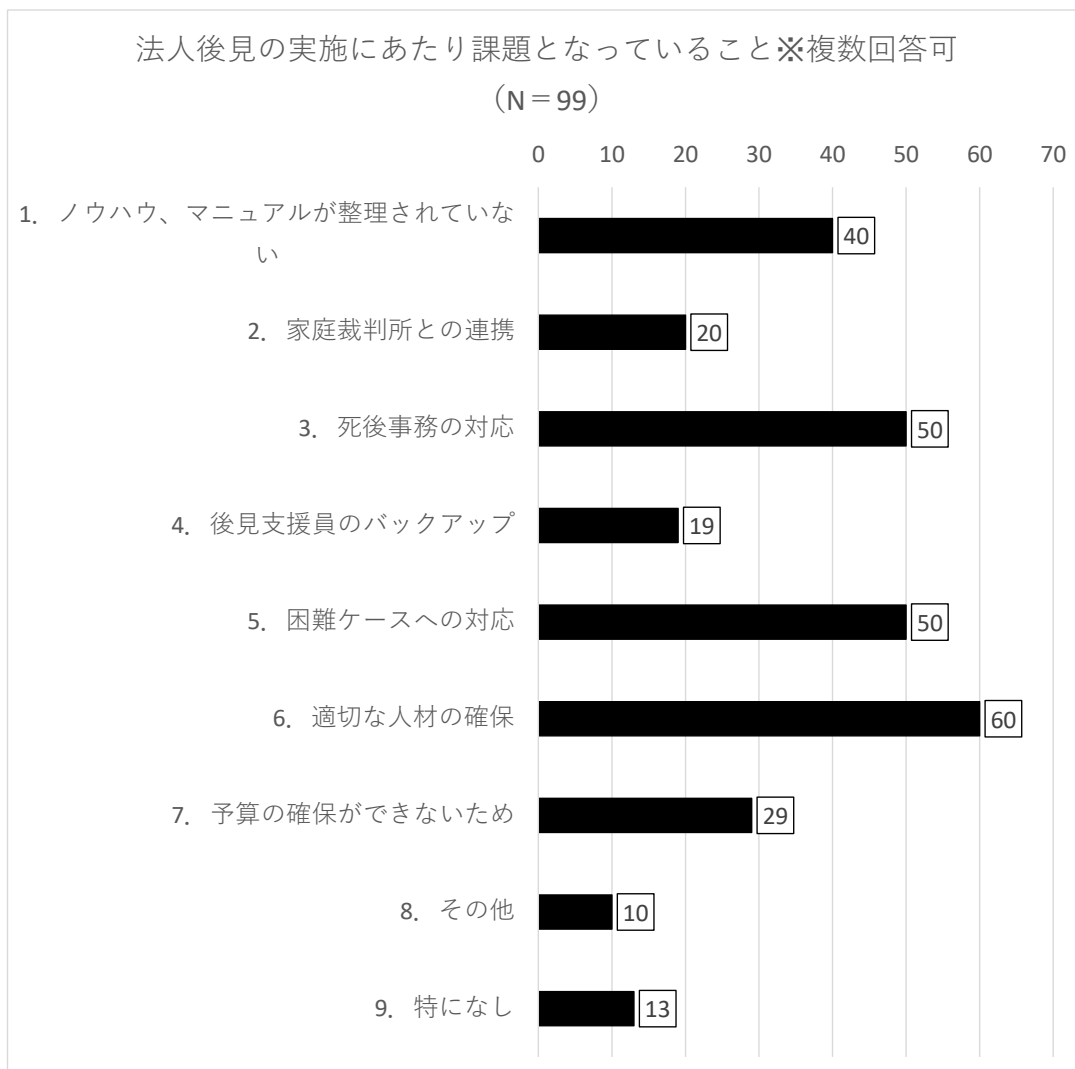
市民後見人が後見人候補者となる場合、家庭裁判所や行政から当センターに依頼のための連絡をもらっている。
市民後見人を成年後見支援センターが全面支援することで家庭裁判所から選任されている経過がある。都度、報告を求め把握に努めている。
社協が後見監督人を務めている。
家庭裁判所から連絡があったケースのみ把握している
町が実施した、第1回目の市民後見人養成研修受講者の中から、市民後見人として活動されている方がおり、権利擁護センター立ち上げ後より、フォローしている。それ以外の方の情報は無い為、把握していません。
受任した市民後見人から連絡をいただき、定期的に活動報告をさせていただいている。

(7) 法人後見について

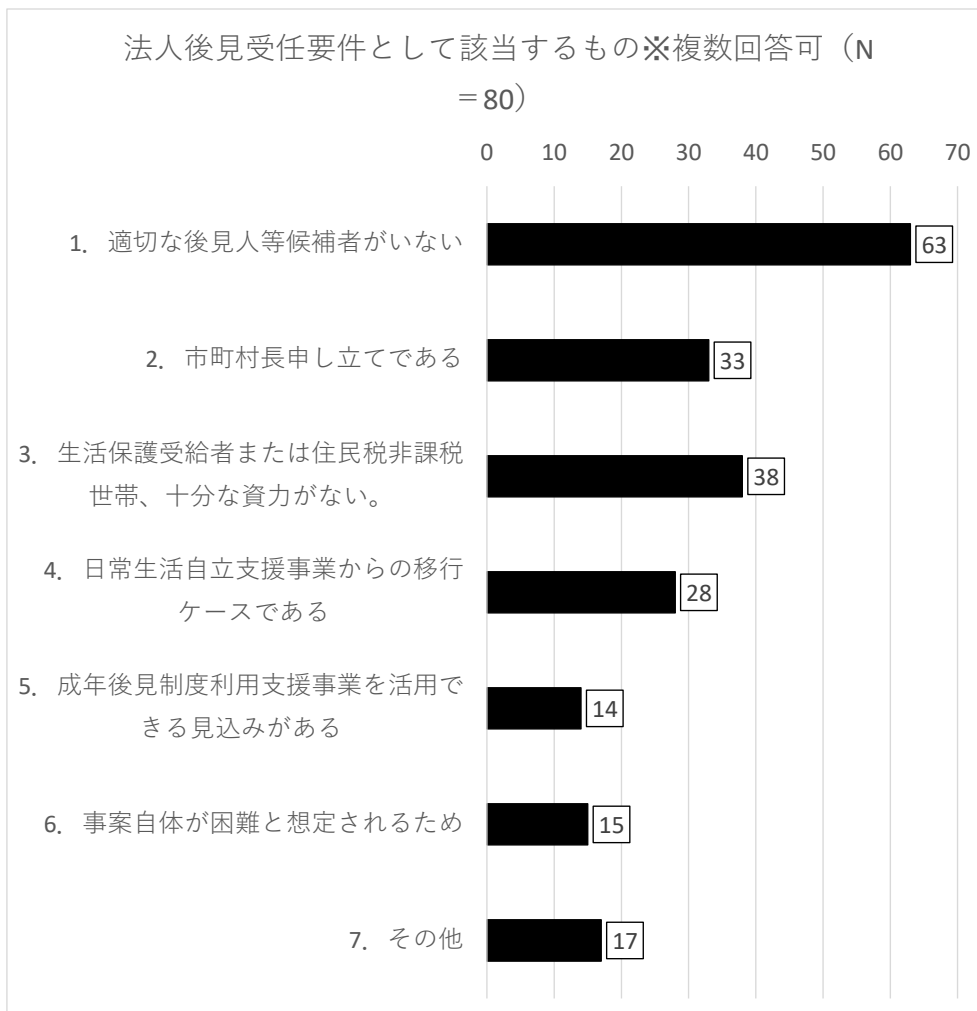
①社協における法人後見実施機関について



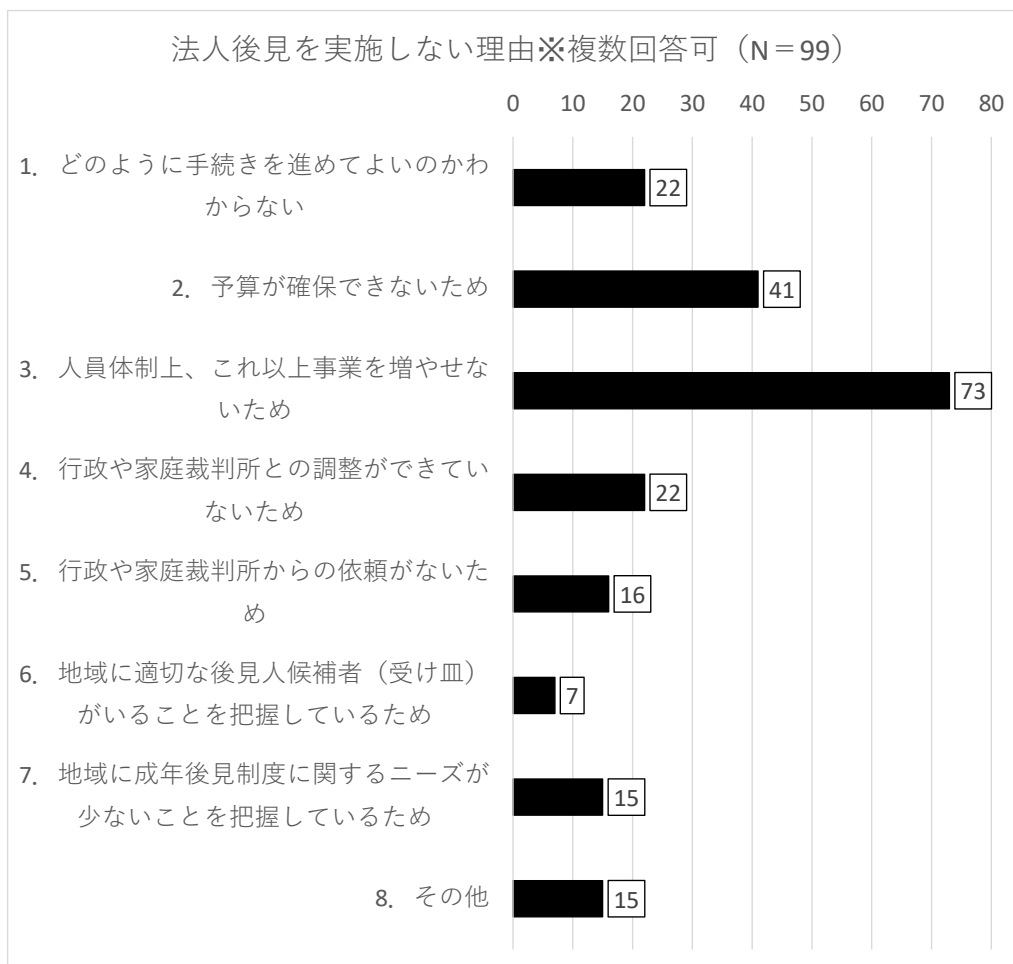
②法人後見運営状況について



その他内容
家族、親族が不在や不仲であるケースの医療同意
法人後見に係る設置規定並びに運営規定等の各種規定の見直しや、人員体制の見直し等、内部整理が急務。
親族との関係
法人後見支援員から市民後見人への移行とフォローについて
実施機関業務との両立
関係機関の方が後見人等の役割について理解していない
法人後見に係る設置規定並びに運営規定等の各種規定の見直しや、人員体制の見直し等、内部整理が急務。
職員の確保、医療同意の問題



その他内容
市内在住、身寄りがいない、多額の資産がない、法的な手続き等を要しない、親族間に紛争性がない、法人後見のみ
市内在住、紛争性やトラブルが少ない、法律手続き等において常時専門的な対応が必要ではない
福祉的な支援や身上保護が必要なケース
高額な財産を保有していない・日自利用者で上記1.2と高額財産を保有していない・紛争性なく身上監護と日常的金銭管理が中心
特に受任要件を求めている
基本的には受任調整会議で検討
申立人の意向
紛争性がない
町に住所があり、居住している方
紛争性がない
受任調整会議委員からの意見、本人等や家裁からの受任依頼があった場合
法人後見受任体制構築の予定無し
町内在住
住所が市内であること。
市民後見人への引継ぎを想定しているもの



その他内容
有能な人材確保が必要なため
受任可能な案件がない
準備中